令和８年度吉野川市公用車賃貸借契約仕様書②

１　リース物件四輪及び数量

（1）軽自動車（乗用・セダン型）　　２台

２　賃貸借期間

車両の初度登録日から８４ヵ月

３　納入期限、納入場所

令和９年３月１５日（月）

徳島県吉野川市鴨島町鴨島１１５番地１（吉野川市役所敷地内）

４　想定車種

本件車両は、日本国内に本社を有する自動車メーカーが製造する車両（いわゆる国産車）に限る。

（1）軽自動車（乗用・セダン型）

スズキ アルト、ダイハツ ミライース など（※ 同等品可）

５　リースの方法

メンテナンス付きリース方式とし、この仕様書に定める車両仕様、メンテナンス内容、納車条件、事故・故障時対応その他の条件を満たすものとする。

６　予定走行距離

年間　６，０００ｋｍ程度（月間　５００ｋｍ程度）とする。

予定走行距離は見込みであり、実際の走行距離がこれを上回り又は下回ることがある。

７　車両の要件

（1）初度登録前の新車であること。

（2）道路運送車両法その他の関係法令に適合していること。

（3）車体色は、原則としてホワイト系とすること。

（4）左右の前ドアの両方に「吉野川市」と黒色の丸ゴシック体で、１文字あたり１辺６ｃｍ（６ｃｍ×６ｃｍ）の大きさで表示すること。

（5）車内に「禁煙」をステッカー等で表示すること。

（6）この仕様書に定める装備を標準又はオプションにより備えること。

8 車両仕様

(1) 軽自動車（乗用・セダン型）

乗車定員	４人
駆動方式	２ＷＤ
トランスミッション	ＣＶＴ
使用燃料	レギュラーガソリン
装備品・付属品	・メーカー標準装備・安全装備 ・ドアバイザー ・全席フロアマット ・ドライブレコーダー（前方・後方録画用、国産メーカー品）及び記録用外部メディア（ＳＤカード等）

9 車両の調達

原則として、公告日において、令和７・８年度吉野川市物品購入等競争入札参加資格を有し、営業品目に車両（Ｋ１０１ 乗用車）がある、次に掲げる吉野川市内の業者の中から選定して購入すること。

商号又は名称	所在地
㈲ロータス中央	吉野川市山川町川田６４０番地の４
㈲山川自動車	吉野川市山川町前川１７２番地の６
㈲山田自動車工業	吉野川市山川町宮北５４番地の３
㈲美郷観光バス	吉野川市山川町前川２２４番地２
㈲オートギャラリーウエオカ	吉野川市山川町中須賀２１番地１

※ 参加資格者名簿に登録している業者コード順に掲載しています。

１０ メンテナンス内容

受注者は、賃貸借期間中、当該車両が安全かつ良好な状態で使用できるよう、原則として吉野川市内の業者において、次に掲げる点検、整備及び修理を実施するものとする。

(1) スケジュール点検（６ヵ月ごと）
(2) 法定点検
(3) 継続車検整備
(4) エンジンオイル交換（５，０００ｋｍ走行又は６ヵ月経過）
(5) タイヤ点検・交換
(6) バッテリー点検・交換
(7) ワイパーゴム、ランプ類、ウォッシャー液その他消耗品の交換又は補充
(8) ブレーキ関係の点検・整備
(9) 通常使用において発生した故障、経年劣化による不具合及びリコール対応
(10) 新車点検
(11) その他安全走行に必要な点検、整備及び修理

１１ メンテナンスに含まないもの

(1) 発注者が行う日常点検
(2) 燃料代
(3) 駐車場代
(4) 高速道路料金その他の有料道路通行料
(5) 洗車費用
(6) 発注者が別途装備した架装、装備品等の修理又は取替えに要する費用
(7) 発注者が故意又は重大な過失による損傷、故障等の修理費用
(8) キーロック、ガス欠その他の発注者の管理上の原因によるトラブル処理費用
(9) 事故による修理費用のうち、任意保険又は発注者負担により処理すべき費用

１２ リース料に含まれるもの

(1) 車両本体価格
(2) 指定装備品及び付属品の費用
(3) 登録に要する費用
(4) 自動車税
(5) 自動車重量税
(6) 自動車損害賠償責任保険料
(7) 自動車リサイクル料金
(8) 納車費用
(9) この仕様書に定めるメンテナンスに要する費用
(10) リース期間満了後の車両引取費用
(11) その他、本契約の履行に必要な費用

１３ リース料に含まれないもの

(1) 任意保険料
(2) 燃料代
(3) 駐車場代
(4) 高速道路料金その他の有料道路通行料
(5) 洗車費用
(6) 事故に伴う保険免責金額
(7) 発注者の故意又は重大な過失により発生した費用
(8) その他この仕様書において発注者負担とする費用

１４ 任意保険

発注者において加入するものとし、リース料には含めない。

１５ 整備代車

原則として不要とする。

１６ 事故処理

事故によりリース車両が損傷した時は、発注者は速やかに受注者に報告し、修理方法、搬入先（原則として、吉野川市内の業者に限る。）、代車の要否等について協議を行う。

１７ 緊急時の対応

受注者は、事故、故障その他の車両の使用に支障が生じた場合に、迅速な対応ができるよう担当者を配置し、必要な対応を行うものとする。

１８ 点検整備計画及び報告

(1) 受注者は、契約締結後に点検・整備計画を作成し、速やかに発注者に提出すること。

(2) 受注者は、点検、整備又は修理を実施した場合は、その結果に係る報告書を発注者に提出すること。

(3) 受注者は、点検又は整備を行う場合、車両毎に実施時期を調整するなど、発注者の業務に支障が生じないようできる限り配慮すること。

１９ 登録及び提出書類

(1) 受注者は、納車に際し、車両の登録、納車整備等の必要な手続きを行うこと。

(2) 受注者は、納車時に次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

ア 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し

イ 自賠責保険証明書の写し

ウ リサイクル券の写し

エ 取扱説明書

オ 点検整備記録簿

カ 納品車両の仕様が確認できるカタログ等

キ メンテナンス体制、整備工場、連絡先等を記載した書面

ク その他発注者が必要と認める書類

２０ リコール等への対応

受注者は、自動車製造メーカーの責めによる不具合、リコールその他安全運行に影響する事象が発生した場合は、該当する車両が安全に運行できる状態となるよう、誠実かつ速やかに対応するものとする。

２１ リース満了後の取扱い

受注者は、リース期間満了後、速やかに車両を引き取るものとし、返還の場所、方法及び時期、通常損耗の範囲、原状回復の要否等について、両者の協議のうえ決定するものとする。

ただし、リース車両の状態により、発注者が引き続き当該車両のリースを希望する場合は、再リースすることができることとし、賃貸借料等について、両者の協議のうえ決定するものとする。

２２ 疑義等の取扱い

この仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。